

宮城県第四十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づき漁業に係る加算の区域)	平成二十年九月一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜 津和野 武夫	漁業災害補償法施行令(昭和二十九年政令第二十八号)第四十八条の規定にかき	十二人
宮城県第四十九加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づき漁業に係る加算の区域)	平成二十年九月一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜 津和野 武夫	漁業災害補償法施行令(昭和二十九年政令第二十八号)第四十八条の規定にかき	十七人

○宮城県告示第九百十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年九月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蔵王川崎線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)	備考
柴田郡川崎町前川字再拝山一番一五九地先から	同郡同町前川字再拝山一番二七地先まで	前	六・二二	六二八・五	
後			七・二二	六二八・五	

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(一区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(一区)に含まれる地域の名称
 - 塩竈市芦畔町百三番三の一部、百三番十一、百三番八十の一部、百三番八十一、百三番八十二、百三十四番一の一部、百三番十及び百九番九十一(第一一区)
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 - 塩竈市芦畔町三番十二・六号 小野 幸一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年九月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は特定役務の名称及び数量 大型連続式放電プラズマ焼結機(一台)
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年八月二十九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 双日マシナリー株式会社 東京都中央区日本橋室町三丁目二番十五号
- 五 落札金額 一億七千九百九十七万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年七月十八日

公安委員会

○区域漏公好券(昭和三十九年法律第162号)

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年9月16日

<p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。） 第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務 雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る 1級及び2級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 雑踏警備業務 1級 平成20年12月16日（火）午前 9時から午後 5時00分まで</p> <p>(2) 雑踏警備業務 2級 平成20年12月17日（水）午前 9時から午後 5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森 2丁目 1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 受検定員</p> <p>(1) 雑踏警備業務 1級 30人 (2) 雑踏警備業務 2級 30人</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 雑踏警備業務 1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 検定規則第4条に規定する 2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「雑踏警備業務 2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの</p> <p>(2) 雑踏警備業務 2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 雑踏警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 受検申請手続</p>	<p>宮城県公安委員会委員長 藤 崎 三 郎 助</p> <p>(1) 検定申請の受付期間 雑踏警備業務 1級・2級とも平成20年10月28日（火）から同年11月11日（火）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の10日間（毎日午前 9時から午後 5時00分まで）。ただし、先着順に受け付け、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 雑踏警備業務 1級</p> <p>(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通</p> <p>(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(エ) 前記 5 - (1) - アに該当する者にあつては、雑踏警備業務 2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5 - (1) - アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>(オ) 前記 5 - (1) - イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通</p> <p>(カ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉</p> <p>イ 雑踏警備業務 2級</p> <p>(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通</p>
--	--

- (イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通
- (ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (エ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第66の項に基づき、

ア 雑踏警備業務 1級 13,000円

イ 雑踏警備業務 2級 13,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は、還付しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他

検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184）